

届出修理事業者用

旧計量法の事業登録の区分毎にしておりますので、新法の区分と異なる部分があります。
事業者報告書の特定計量器の種類は②の種類毎に記入願います。

| 旧法による事業の区分 (登録証に記載されたもの) | ① 新法による事業の区分 | ② 特定計量器の種類 (告示第135号の分類) | 備考 (該当する計量器) |
|-----------------------------|--|--|--|
| タクシーメーター | タクシーメーター | ・タクシーメーター | |
| 質量計第1類 質量計第2類 質量計第3類 | 質量計第1類 (非自動はかりのうち、検出部が電気式のを修理する事業) | ・電気抵抗線式はかり ・誘電式はかり ・電磁式はかり ・その他の電気式はかり | |
| | 質量計第2類 (非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを修理する事業) | ・手動天びん ・等比皿手動はかり ・棒はかり ・その他の手動はかり ・ばね式はかり ・手動指示併用はかり ・その他の指示はかり | |
| | 分銅等 (分銅又はおもりを修理する事業) | ・分銅 ・定量おもり ・定量増おもり | |
| 質量計第4類 | 自重計 | ・自重計 | |
| 温度計第1類 | 抵抗体温計 | ・抵抗体温計 | |
| 皮革面積計 | 皮革面積計 | ・皮革面積計 | |
| ガスメーター第1類 | ガスメーター第1類 (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 以下のものを修理する事業) | ・都市ガス用メーター (使用最大流量 $6\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの) | (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの) |
| ガスメーター第2類 | | ・石油ガス用メーター (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの) | (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの) |
| | ガスメーター第2類 (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ を超えるものを修理する事業) | ・都市ガス用メーター (使用最大流量 $6\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの) | (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ を超え $6\text{m}^3/\text{h}$ 以下のもの) |
| ガスメーター第3類 ガスメーター第4類 | | ・都市ガス用メーター (使用最大流量 $6\text{m}^3/\text{h}$ を超えるもの) ・石油ガス用メーター (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ を超えるもの) | (使用最大流量 $6\text{m}^3/\text{h}$ を超えるもの) (使用最大流量 $2.5\text{m}^3/\text{h}$ を超えるもの) |
| 水道メーター第1類 水道メーター第2類 | 水道メーター第1類 (定格最大流量が $8\text{m}^3/\text{h}$ 以下のものを修理する事業) | ・水道メーター (口径 40mm 以下のもの) | (標準流量が $5\text{m}^3/\text{h}$ 以下で口径 40mm 以下のもの) |
| | | ・水道メーター (口径 40mm を超えるもの) | (標準流量が $5\text{m}^3/\text{h}$ 以下で口径 40mm を超えるもの) |
| | 水道メーター第2類 (定格最大流量が $5\text{m}^3/\text{h}$ を超えるものを修理する事業) | ・水道メーター (口径 40mm 以下のもの) | (標準流量が $5\text{m}^3/\text{h}$ を超え口径 40mm 以下のもの) |
| | | ・水道メーター (口径 40mm を超えるもの) | (標準流量が $5\text{m}^3/\text{h}$ を超えるもの) |

| | | の) | を越え口径40mmを超えるもの) |
|--|---|---|--------------------------------|
| ガソリン量器 | 自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 | ・自動車等給油メーター ・小型車載燃料油メーター ・定置燃料油メーター ・簡易燃料油メーター | |
| オイルメーター第1類 | 大型車載燃料油メーター 微流量燃料油メーター 定置燃料油メーター等 | ・大型車載燃料油メーター ・微流量燃料油メーター ・定置燃料油メーター | |
| オイルメーター第2類 | 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 | ・大型車載燃料油メーター ・定置燃料油メーター | |
| 液化石油ガスメーター第1類 液化石油ガスメーター第2類 | 液化石油ガスメーター | ・液化石油ガスメーター | |
| 排ガス積算体積計等第1類 排ガス積算体積計等第2類 排ガス積算体積計等第3類 | 排ガス積算体積計等 | ・排ガス積算体積計 ・排ガス流速計 ・排ガス流量計 | |
| 排水積算体積計等第1類 排水積算体積計等第2類 排水積算体積計等第3類 排水積算体積計等第4類 排水積算体積計等第5類 排水積算体積計等第6類 | 排水積算体積計等 | ・排水積算体積計 ・排水流速計 ・排水流量計 | |
| 圧力計第1類 圧力計第2類 圧力計第3類 圧力計第4類 圧力計第5類 | 圧力計第1類 (検出部が電気式のを修理する事業) 圧力計第2類 (検出部が電気式のもの以外のを修理する事業) | ・アナロイド型血圧計以外のアナロイド型圧力計 ・アナロイド型血圧計以外のアナロイド型圧力計 | (検出部が電気式のもの) (検出部が電気式以外のもの) |
| 圧力計第6類 | 血圧計第1類 (検出部が電気式のを修理する事業) 血圧計第2類 (検出部が電気式のもの以外のを修理する事業) | ・アナロイド型血圧計 ・アナロイド型血圧計 | (検出部が電気式のもの) (検出部が電気式以外のもの) |
| 熱量計第1類 | | | |
| 熱量計第2類 | | | |
| 熱量計第3類 熱量計第4類 熱量計第5類 熱量計第6類 | 積算熱量計 | ・積算熱量計 | |
| 濃度計 | 濃度計第1類 (濃度計(酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。)を修理する事業) 濃度計第2類 (ガラス電極式水素イオン濃度検出器を修理する事業) 濃度計第3類 | ・シリコニア式酸素濃度計 ・溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 ・磁気式酸素濃度計 ・紫外線式二酸化硫黄濃度計 ・紫外線式窒素酸化物濃度計 ・非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 ・非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 ・非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 ・化学発光式窒素酸化物濃度計 ・ガラス電極式水素イオン濃度検出器 ・ガラス電極式水素イオン濃 | |

| | (ガラス電極式水素イオン濃度指示計を修理する事業) | 度指示計 | |
|------------------|---------------------------|---|--|
| 電気計器第1類 | 特別精密電力量計 | ・特別精密電力量計 | |
| 電気計器第2類 | 最大需要電力計等 | ・最大需要電力計 ・精密電力量計 ・普通電力量計 ・無効電力量計 | |
| 電気計器第3類 | 直流電力量計 | ・直流電力量計 | |
| 照度計 | 照度計 | ・照度計 | |
| 騒音計第1類 騒音計第2類 | 騒音計 | ・性能が高い旨の表記のある騒音計 ・性能が普通である旨の表記のある騒音計 | |
| 振動計 | 振動レベル計 | ・電磁式振動レベル計 ・圧電式振動レベル計 | |

(次ページに報告書の記入例があります)

記入例

届出修理事業者報告書

平成 年 月 日

長野県知事 殿
(計量検定所長)

報告者 住所 長野県〇〇市〇〇〇***-**

氏名又は名称及
び法人にあって
は代表者の氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

印

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

| 年度 | 事業の区分 | 質量計 第1類 | 届出の年月日 | 平成 年 月 日 | 整理番号 |
|-----------|-----------------------------|---------------------------------|--------|----------|------|
| 事業所名及び所在地 | 〇〇〇〇株式会社 長野県〇〇市〇〇〇***-** | | | | |
| 特定計量器の種類 | 修理個数 | 工場（事業場）別内訳（工場（事業場）を2以上有する場合に限る） | | | |
| | | 工場（事業場）名 | 修理個数 | | |
| 電気抵抗線式はかり | 250 | 〇〇工場 | 200 | | |
| | | 〇〇工場 | 50 | | |
| 誘電式はかり | 300 | 〇〇工場 | 300 | | |
| | | 〇〇工場 | 0 | | |

- 備考 1. 用紙の大きさは日本工業規格A4版とすること。
2. 整理番号の欄は記入しないこと。
3. 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

(注)

- 「修理個数」は、当該年度に修理をした個数を記入願います。
- 「事業の区分」の欄は別添表の①欄を参照してください。
- 「特定計量器の種類」の欄は別添表の②の欄を参照してください。
- 「届出の年月日」について
旧法下で修理の登録をしていた場合、届出年月日は新法の施行日（平成5年11月1日）になります。
- 複数の事業の区分に届け出ている場合、それぞれの事業の区分につき1枚ずつ報告書を提出願います。
- 当該年度に修理しなかった場合にも提出願います。